

不当廉売関税の迂回防止 に関するワーキンググループ とりまとめ（骨子案）

令和 7 年 1 0 月 1 0 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
不当廉売関税の迂回防止に関
するワーキンググループ
財務省関税局

I．不当廉売関税の迂回を巡る諸情勢

II．不当廉売関税の迂回防止制度設計の考え方

1．不当廉売関税の迂回防止制度の骨格－課税要件等

2．迂回防止調査の流れ

I. 不当廉売関税の迂回を巡る諸情勢①

不当廉売関税（A D関税）の迂回を取り巻く状況と関税改正要望の経緯

- A D関税の「迂回」とは、課税命令に服すべき者が課税を免れるため、貨物の「供給国」や「品目」を変えることにより課税命令が示す課税範囲から形式的に外れつつ、実質的には課税命令前と同等の商業行為を行うもの。発動したA D関税の効果を損なう行為として問題視され、W T O協定等には明確な定めは無いものの、主要国においては迂回防止制度を導入して対処。
- 近年、我が国でもA D関税の発動件数が増加している中、A D関税の対象製品について、類似品の輸入の増加や、第三国からの輸入の増加が確認されるなど、A D関税の迂回が疑われる事例が存在。我が国の産業界も、迂回防止制度創設を要望。
- 上記を踏まえ、経済産業省より、A D関税の迂回防止制度の創設を要望。

令和6年12月20日 関税・外国為替等審議会答申

Ⅲ. 引き続き検討すべき事項

1. 不当廉売関税に係る迂回防止制度

不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設については、不当廉売関税制度の実効性を高める意義が認められることから、早期に実現する必要がある。他方、制度設計に当たっては、制度創設の必要性・期待される効果等や制度設計の妥当性・合理性及びW T O協定整合性の確保をはじめとする事項の精査・検討を十分に行い、有識者や関係者等の意見も踏まえ、実効性のある制度を創設することが重要である。こうしたことを踏まえ、早期の制度創設を念頭に、引き続き精査・検討を継続することが適当である。

I. 不当廉売関税の迂回を巡る諸情勢②

不当廉売関税（A D 関税）の迂回防止制度に係る諸外国の状況（主要国の制度調査結果）

- W T O 協定等には迂回防止措置に関する明文の規定や国際的な基準は存在しないものの、主要国においては、**原措置であるA D 関税を延長・補完する制度**と位置付け、迂回防止制度を整備。

- 迂回防止制度を有するG 20諸国（18か国）の制度に関する調査を行い、下記の事項を確認。

【大多数の国で共通する点】

- ・ 迂回防止調査の中で、原措置のA D 関税調査開始や課税前後で**貿易パターンの変化**があること等を確認していること
- ・ 迂回防止調査においては原措置の調査ほど詳細な調査はしていないものの、十分な証拠があるかどうかを確認した上で調査を開始し、質問状を利害関係者へ送付し、**証拠や意見提出の機会を確保**していること
- ・ 迂回品に係る新たなダンピング・マージン計算は行わず、**原措置の税率を適用**していること
- ・ 迂回の類型として、**第三国迂回、軽微変更迂回及び輸入国迂回の3 類型**を有していること 等

【各国によって相違がある点】

- ・ 迂回防止調査の中で、**ダンピングの存在について改めての調査の要否**
- ・ ある加工が迂回行為と認定されるかどうかにつき、材料や付加価値の**数値基準の有無**
- ・ **迂回防止調査の調査期間** 等

- 調査対象国中、迂回防止制度に関して最も長い歴史を有するE Uと米国の制度について詳細な比較を行い、下記の事項を確認。

- ・ E Uでは、ダンピングの存在や国内産業への損害（原措置の救済効果を損なうことを含む）を要件とし、第三国迂回及び輸入国迂回の認定のための数値基準を設けている等、より多くの具体的な課税要件を明示している。
- ・ 米国では、迂回が疑われる貨物の輸入の存在以外は定性的な要件や考慮要素とし、ダンピングの存在や国内産業への損害は要件としていない。

Ⅱ．不当廉売関税の迂回防止制度設計の考え方①

我が国の迂回防止制度・制度設計の方針

- 我が国においても、迂回防止制度を原措置であるA D 関税を延長・補完する制度として、E U、米国その他の主要国の制度を参照しつつ、全体としてW T O 協定の目的・趣旨に沿った制度設計とする。
- 具体的な要件等については、W T O 協定整合性の確保の観点から、より慎重なものを採用しているE Uの制度を参考とし、我が国の実情等に照らして迂回行為への迅速な対応を可能とする、実効性の高い制度とする。

具体的な制度設計

- ◆ 迂回行為の認定要件である迂回の実事及び損害等の事実を全て満たす場合（ただし、経済的正当性がある場合を除く）に、迂回輸入に対しても原措置と同等の割増関税を課税する（E Uにおける制度と同様）。
- ◆ 制度の対象となる迂回の類型は、「第三国迂回」・「軽微変更迂回」・「輸入国迂回」の3類型とする。
- ◆ 第三国迂回及び輸入国迂回を判定する基準については、目安の数値（※）を設けつつ、個々の事案ごとに柔軟かつ弾力的な対応ができるよう、第三国又は輸入国における投資の程度や生産工程の性質等も勘案して要件の充足を判断する。
 - （※）原措置対象国産の部品等の価額が完成品の価額に占める比重が大きい（概ね60%以上）こと、及び第三国又は輸入国（本邦）での組立等により付加される価値の比重が小さい（概ね25%以下）こと。
- ◆ 輸入国迂回については、原措置対象貨物の供給者（※）から輸出され、本邦に輸入される部品等に限定する。
 - （※）原措置の調査において調査当局が知り得た供給者との資本関係や取引実態等に鑑みて実質的に同視できる者を含む。
- ◆ 適正な課税を確保する観点から、合理的な経済活動を行っている者・現実の不当廉売差額を超える関税を納付した者に対する救済措置として、「除外申請」・「還付請求」を可能とする。

Ⅱ．不当廉売関税の迂回防止制度設計の考え方②

我が国の迂回防止措置を講じるための調査手続整備の方針

- 迂回防止措置を講じるための調査手続は、迂回防止制度を原措置である A D 関税を延長・補完する制度とし、全体として W T O 協定の目的・趣旨に沿った制度設計とする観点から、E U、米国その他の主要国の制度を参照しつつ、原措置である我が国の A D 関税の課税のための調査手続等に沿った仕組みを整備する必要。
- その際、当該手続は、迂回行為へのより迅速な対応が求められていることを踏まえつつ、迂回防止制度を実効性の高いものとする観点からも、現行の A D 関税に係る調査手続等に準ずる仕組みとし、かつ、迂回防止制度において特に求められる事項に対応する仕組みを整備することが重要。

具体的な調査手続の方向性

- ◆ 迂回防止調査等の流れ、利害関係者への質問状の送付や現地調査を通じた情報収集、知ることができた事実（F A）に基づく決定を含む基本的な調査の手法等は、原措置に準ずるものとする。
- ◆ 迂回防止措置に基づく課税期間の延長・満了等は、原措置に連動するものとする。
- ◆ 迂回防止調査に特有のものとして、課税対象からの除外に係る調査を設ける。
- ◆ 調査対象期間を短縮する（原措置では原則として3年以上だが、大きく短縮の方向）。
- ◆ 原措置同様の形で、利害関係者による証拠の提出や意見の表明の機会等を確保しつつ、迂回防止調査では、暫定措置を行わず、また除外申請に係る調査も並行して行うよう工夫し、調査期間を原則として10か月（要すれば最大6か月の延長）に短縮する。

Ⅱ－１． 不当廉売関税の迂回防止制度の骨格－課税要件等

- 不当廉売関税の迂回の３類型に関し、それぞれについての具体的な課税要件は以下のとおり。
- 迂回の実事及び損害等の事実を調査で明らかにした上で、原措置と同等の割増関税を課税。

課税要件等

【迂回の実事】

- ① 貿易パターンの変化がある
- ② 貨物にダンピング（注）が存在（注）迂回品の価格が原措置対象貨物の正常価格よりも低いこと

１ 第三国迂回

- ③ 原措置対象貨物が第三国から輸入されている
- ④ 貨物が第三国で最終加工されている
- ⑤ 原措置対象国産の部品等の価額の完成品の価額に占める比重が大きい【目安として概ね60%以上※】
- ⑥ 第三国での組立等により付加される価値の比重が小さい【目安として概ね25%以下※】

２ 軽微変更迂回

- ③ 原措置対象国から軽微変更貨物が輸入されている

３ 輸入国迂回

- ③ 原措置対象貨物の部品等が原措置対象貨物の供給者（注）から輸出され、輸入国（本邦）に輸入されている
（注）原措置の調査において調査当局が知り得た供給者との資本関係や取引実態等に鑑みて実質的に同視できる者を含む
- ④ ③の部品等を用いて本邦で最終加工されている
- ⑤ 原措置対象国産の部品等の価額の完成品の価額に占める比重が大きい【目安として概ね60%以上※】
- ⑥ 本邦での組立等により付加される価値の比重が小さい【目安として概ね25%以下※】

【損害等の事実】⑦ 原措置の対象産品と同種の製品の価格と（輸入）量が原措置の救済効果を損なう

※目安の数値基準は設けつつ、個々の事案ごとに柔軟かつ弾力的な対応ができるよう、投資の程度や生産工程の性質等も勘案して課税要件の充足等を判断する。

これらを満たす場合に、迂回品に対しても原措置と同等の割増関税を課税する
（迂回品に係る新たなダンピング・マージン計算は行わず、原措置の税率を適用）

【経済的正当性の欠如】⑧ただし、迂回が疑われる貨物の輸入が、原措置のA D関税を免れる目的で行われたものではないとの合理的な理由が認められる（経済的正当性がある）場合には、課税の除外対象とする

Ⅱ－２．迂回防止調査の流れ（仮：第２回WG議論事項）

【関税・外国為替等審議会】

【調査当局】

【利害関係者】

